

発行日	連絡先	住所	電話	メール
2013年4月23日	國分富夫（会長代行）	会津若松市堤町6-12	090 (2364) 3613	kokubunpi-su@hotmail.co.jp

損害賠償を、真剣に考えましょう

本号は損害賠償問題の号外です。

東電と国は、損害請求の「時効論」で、いよいよ被災者切り捨てに乗り出しました。（1面参照）

多くの被災者は黙っていたら、最短の場合来年3月以降、泣き寝入りしかなくなります。

もしこんな理不尽なことがまかり通ったら、「原発は安上がり」「事故の後始末も終了」とばかりに、また原発が動き出します。政治は無責任の極みが横行します。

私たちの生活再建だけでなく、2度とこういう苦しみを国民に味あわせないためにも、損害賠償でキッチリと責任を果たさせましょう。相双の会の有志は、そのために裁判にたちあがります。（2面以下参照）

皆さんも提訴をご検討ください。

原発被災者相双原告団・団長 國分富夫

許さない！

東電と国による被災者切り捨て

東電は2月4日に損害賠償の「消滅時効」について、「3年間で時効」という民法を前提にして、次のような見解を示しました。

①時効の起算点は東電が賠償請求の受付を開始した時とし、②被害者が東電からダイレクトメール（請求書）を受領した時点から「新たな時効期間」進行する。

しかしこれは大多数の被災者の切り捨てです。なぜならダイレクトメールは東電が被害者と判断した被災者（避難対象地域）にしか送られていません。転居でダイレクトメールが届かなかったり、紛失してしまった人も大勢います。

また「包括請求方式」の場合、東電はこれで清算済みとして、以降はダイレクトメールを発送しません。

一方政府は「時効中断の特例」法案を今国会に提出します。これも被災者切り捨てです。それはADRに和解を申し立てた被災者に限り、和解仲裁打ち切り通知を受けてから1カ月以内に裁判を起せば、時効は適応しない、というものです。

しかしADRに申立てをした被害者は今年3月末で

13,030名だけです。ADR自体を知らない、平均8カ月もかかる審理、財物賠償の先送りなど大多数の被災者が利用しづらいのです。ADRを使わないが裁判をしたいという被災者も、最短で来年3月11日までの11か月間弱の間に提訴しなければ、時効で裁判も門前払いされかねません。

また、今ADRに申立てている被災者の多くは、損害のごく一部だけの申立てであり、それ以外は時効にされる危険があります。

政府法案で全被災者の救済を求めるとしたら、今でも滞っているADRの審理と裁判に数カ月間に十数万人が殺到します。裏を返せば政府も大多数の被災者が泣き寝入りすることを予定しているのです。本当に被災者を馬鹿にしています。大体事故は現在進行中です。子供への内部被ばくはいつ影響が出るかわかりません。損害賠償は子孫代々まで請求すべきです。

東電と政府の被災者切り捨てを止めさせようと、日本弁護士連合会が4月18日に「消滅時効についての特別立法」を求める意見書を発表しました。

それは「今次事故についての賠償請求権については3年の時効を一定期間適応せず」というものです（日本弁護士連合会のHPに載っています）。参照ください。

4・7 相双の会、損害賠償裁判説明会の報告

4月7日、会津若松市稽古堂で、4人の弁護士さんと相双の会関係者約40人ほどが集まり、損害賠償集団訴訟（第2次訴訟）の説明会が開かれました。

I. 裁判の趣旨説明

はじめに弁護士さんから裁判の趣旨説明がされました。

1. 第1次訴訟について

昨年12月3日、原告18世帯40名によって福島地裁いわき支部に提訴された。

相双の会のみなさんによる提訴は第2次訴訟となる。

2. 裁判の目的

完全賠償＝「原状回復」に代わる賠償を得ること。
即ち①生活再建に必要な、「再取得価格」での財物賠償、②ふるさと喪失に対する十分な慰謝料。

3. 請求額

① 住宅（土地・建物） 再取得価格（平均的な住宅取得価格）での賠償。

土地 13,688,000 円 居宅 22,380,000 円
合計 36,068,000 円

* 住宅金融支援機構 平成23年度「フラット35」利用者調査報告書の地価調査を参照

② 事業用資産（田畑、山林、工場等） 移転先での事業再開に足る賠償

③ 家財 再取得価格での賠償
平均 11,350,000 円

* 同上 世帯主 60 歳以上の2人家族を想定した額

④ 休業補償

⑤ 避難中の慰謝料 一人月額 50 万円

⑥ ふるさととの喪失に対する慰謝料
一人につき 2000 万円

4. 裁判に要する期間の見通し

第1審の審理期間は提訴から約2年、判決・解決は提訴から約3年

（1）裁判費用（実費）

裁判所に納付する手数料（収入印紙）と切手代

がかかります。

*収入印紙は請求額に応じて計算される。

例えば、原告50人、訴額合計25億円の訴訟の場合、収入印紙代は合計602万円となる。

一人当たり平均12万4000円の負担だが、経済的に困難な事情のある原告については判決確定までの猶予を申し立てる（訴訟救助）。

（2）弁護士費用

① 着手金 1世帯当たり1万円 ② 報酬
終了時に、得られた利益（賠償額）の10%以内

なお、弁護団は裁判とあわせて、東電本社との直接請求・集団交渉をおこないます。

しかし、東電は加害者である政府や東電自身の賠償基準を超えた賠償には合意しません。そこで東電との直接交渉で合意できた賠償はとりあえずの「一部合意」（まだ保留している請求は将来請求できるという確認を東電にさせておく）として受け取り、合意できない部分を裁判で請求し勝ち取ることをめざします。

II. 質疑討論—たくさんの悩み、不安が出されました

弁護士さんの説明を受けた後、次のような質疑討論をおこないました（Qは質問と意見、Aは答えです）。

Q 第2次訴訟の裁判はいつからはじまるのか。

A 4月は裁判官の移動があるので、第1次訴訟の審理は5月から。それに間に合うよう第2次の提訴をしたい。すでに訴状（自分の賠償請求額の根拠と具体的な算出したもの）を出している皆さんの場合はいいが、これから訴状を出す方が間に合うには急がないといけない。間に合わなければ第3次訴訟になる。

Q 自分は訴状を弁護士さんに出しているが、弁

護士さんからその後の東電との交渉など進捗状況の説明がない。

A それは申し訳ないので、改善する。ただ東電側が回答を引き延ばしているので、進まない。そういう事情もお伝えするようにする。

Q 事故から2年も経つのにまだ第1次訴訟の裁判が始まったばかりでは、自分たちは先が心配だ。

A 第2次訴訟だから第1次訴訟より遅れるわけではない。提訴は別でも、裁判は併合審理といって同時に出来る。ただ第4次、第5次となると、最初の審理を遅らせることになるから、そういつまでも待てないだろう。その場合は第2陣として時間が遅れる可能性がある。

Q わからないことは遠慮せずに弁護士さんに相談するほうがいい。訴状だしてからまだ数ヶ月しかたっていないのだから、われわれも気長に考えた方がいい。

A 心配なのは東電が「時効論」を持ち出すことだ。はじめのうちは世論を気にして「原発事故は時効で切らない」と東電本社も言っていたが、最近微妙になってきている。国会で「時効」はとらないと決めてもらうといいのだが。ただみなさんのように早く提訴さえしておけば、時効は適応されない。

Q 裁判していても帰還すると慰謝料の請求はできないのか。

A 帰還するかどうかは皆さん自身が決めることだが、本当に戻って大丈夫なのか心配はある。仮に帰還したからといって損害がなくなるわけではない。帰還しても住民はほとんどいないなら、それはふるさとを奪われたも同然で請求できる。

Q 時がたつにつれ被害は増えてくる。精神的に追い詰められ体もおかしくなっている。帰還するかどうか、賠償はどうなるか、など思い悩むのがつらい。戻りたい人は原町に住んでそこから南相馬の自宅を見に行っている。避難先にいると船の上でゆらゆら揺れて暮らしてる感じでつらい。裁判やると戻れないのか。

A 帰還しても仰る通り被害は何も減らないのだから、裁判は続けられる。お話しされた悩みや苦しみを裁判で訴えて、被害者救済への世論をつくってほしい。

Q 絶対戻らないという決意がないと裁判が出来

ないわけではないのか。

A その通り。

Q 時間がたつに連れて心配は大きくなる。第1原発はネズミ1匹で電源が止まるし、汚染水はもれるし。

Q 時間がたつほど、心が落ち着かなくなる。原発の状態がもっと悪くなったら、新たな損害賠償の裁判をおこすべきではないか。原発が落ち着かなければ、私たちの生活も落ち着かない。精神的苦痛も含め新たな被害はどんどん増えていると思う。

Q 帰還してもしなくても精神的慰謝料は請求したい。跡継ぎはもう関東に行っちゃったし、帰っても誰もいない。帰還したら慰謝料打ち切りなどとんでもない。

A その通りだ。だが東電はその辺のことは全然考えていない。今やられている慰謝料の「包括的支払」は、先の慰謝料もまとめて払うから、それでおしまいだということだ。

Q そんな話は通らない。

Q 裁判で求める慰謝料50万円は安すぎるのでは。今は自分は会社も社宅もあるので、東電に何も損賠の請求をしていないが、もうすぐ退職だ。家族5人はバラバラのまま。夜中に「この先どうなるか」と目が覚めて考えて寝られなくなる。ストレスで20キロも太ってしまい、周りから「食べすぎだべ」などと言われる。自宅に見に行けばネズミだらけ。80歳まで生きてこんなことをしたいと人生設計していたのが全部だめになった。それなのに月50万円では納得できない。

A 50万円は避難期間中の慰謝料に過ぎない。将来も帰還できない、帰還できても原状回復ではないというのもカウントして別に「ふるさとの喪失に対する慰謝料」として2000万円を要求している。東電は月10万円程度の慰謝料ですら一定の時期に打ち切ることが前提で、将来も戻れない被害への前払いだというつもりでいる。そんなことはさせない。

Q 交通事故だって慰謝料は35万円が相場。事故はないと嘘をついて国の施策として原発をつくってきたのに、交通事故とたいして変わらないのは納得できない。

A 弁護団会議でも100万円でも安いとかいろんな議論をした。しかし東電が10万円、ADRでかかわっている弁護団は35万円とか勘案して50万円にした。これじゃ納得できないという方がいるのは当然で、むしろ弁護団にとっては心強いことだ。

Q 先日東電から財物保障の書類が届いた。自宅は百年以上たっているので評価額は200万円と低い。梁一本だって銘木使っていて今なら何百万円だ。今建てようとしたら何千万円もかかる。おかしい。

しかしもう70歳も超したので金は早く受け取りたい。どうしたらいいか。

A 東電との直接交渉で示された不十分な額も受け取らない必要はない。あくまで「一部合意」で「清算済み」ではないと約束させて受け取り、そのうえで裁判で争えばいい。

土地・家屋の損賠を現在の評価額でやるのはまったくおかしい。立派な旧家の評価も正当にさせるべきだし、新築であっても山の中の不動産の評価額で保障されても、それで都市部に土地を買い家を建て生活再建することはできない。ここは東電との交渉では突破できないし、普通の事件では「焼け太り」などと批判されるが、原発事故というかつてない事件での大きな課題だから、皆さんの要求を出して裁判で東電の基準をおしかえしてほしい。

Q 地震で半壊したが、避難指示がなければすぐ修理して住めたはずの家屋の損賠はどうなるのか。帰還できないのでその家はまだそのままだがもう廃屋状態になっているので、国が無料で撤去してやるかといってきたがどうしたらいいか。

A それは難しい問題だ。国も東電も避難地域であっても地震で壊れた分は損賠額から差し引くといっている。これはADRでは突破できない課題だ。損壊した家屋を撤去した場合、証拠がなくなるので厄介。阪神淡路大震災の被災者支援でもこれは問題になった。

Q 農機具も何百万円もかけたが中古というのでただ同然。骨董品の評価はどうなるのか。

A そういうのも要求を出してください。

Q 「休業補償」で東電から2年分をまとめて受

け取ったが、それで終わりなのか。60歳定年制の場合は、「休業補償」は60歳まで請求できるのか。そこで終わりなのか。

A 2年で終わりはおかしい。あと何年働くつもりだったかをもとに請求すべきでしょう。60歳定年でも、年金支給も遅れて最近はみな再就職して65歳まで働くでしょう。

Q 福岡に避難してそこで医者的好意で甲状腺の検査をしてもらったら、成人ばかりの5人家族で3人に異常が出た。病院は「事故とは関係ないでしょう」というが心配だ。どうしたらいいか。子供の検査はしても成人の検査はしていない。皆さんもしてもらった方がいいですよ。

Q 政府や県がやった子供の甲状腺検査も信用できるかどうか。長崎や青森の検査と比べて大差ないから大丈夫だなどと、政府はキャンペーンを張っているがおかしい。

A この問題は医学上のきちんとした所見と長期の検査も必要なので、弁護団だけでは判断が難しい。信用できる医療の関係者とも相談していきたい。

以上、堰を切ったようにいろいろな疑問、不安、怒りが出され、話は尽きませんでした。時間の関係で質疑は終了しました。

その後、新たに第2次訴訟にくわわる数家族が残り、弁護士と相談しました。

お知らせ 放射能から市民を守る講演会

講演：小出裕章（京都大学原子炉実験所助教）

とき：6月22日（土）

午後1時30分から

場所：南相馬市民文化会館（ゆめはっと）

お願い

「相双の会」会報に 皆さまからご意見を寄せて下さい

是非ご投稿をいただき「声」として会報に載せたいと考えています。日ごろ思っていることを打ち明けてください。匿名でもけっこうです。

連絡先 電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpi-su@hotmail.co.jp （國分）